

神戸市告示第 2 3 7 号

神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例（平成 14 年 4 月条例第 8 号）第 11 条第 1 項の規定により，沿道保全区域を指定したので，同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 14 年 8 月 1 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 沿道保全区域

沿道保全区域は，次の表の左欄に掲げる道路に応じ，遮音等級 1 級の区域については同表中欄に掲げる区域を，遮音等級 2 級の区域については同表右欄に掲げる区域をいう。

| | | |
|---|---|---|
| 一般国道 2 号（神戸市東灘区森南町 1 丁目市境から神戸市垂水区狩口台 6 丁目市境まで（浜手バイパスを除く。）であって，告示時点においてすでに供用されている区間に限る。） | 道路の各一側について，路面端からの水平距離が 10 メートル以内の区域 | 道路の各一側について，路面端からの水平距離が 20 メートル以内の区域のうち，遮音等級 1 級の区域以外の区域 |
| 一般国道 2 号（神戸市須磨区水野町から神戸市西区平野町中津市境まで及び神戸市西区上新地 1 丁目市境から神戸市西区岩岡町古郷市境までであって，告示時点においてすでに供用されている区間に限る。） | 道路の各一側について，高架道路（構造が橋及び盛土の道路を含む。以下同じ。）以外の道路にあつては，路面端からの水平距離が 10 メートル以内の区域，高架道路にあつては，路面端からの水平距離が 20 メートル以内の区域 | 道路の各一側について，路面端からの水平距離が 50 メートル以内の区域のうち，遮音等級 1 級の区域以外の区域 |
| 一般国道 43 号（神戸市東灘区深江本町 1 丁目市境から神戸市灘区岩屋南町までであって，告示時点においてすでに供用されている区間に限る。） | | 道路の各一側について，路面端からの水平距離が 20 メートル以内の区域 |
| 兵庫県道高速神戸西宮線 （神戸市東灘区深江本町 1 丁目市境から神戸市須磨区月見山町までであって，告示時点においてすでに供用されている区間に限る。） | | 道路の各一側について，路面端（兵庫県道高速神戸西宮線と一般国道 2 号及び一般国道 43 号との立体部については，平面道路の路面端に限る。）からの水平距離が 50 メートル以内の区域 |

2 区域を表示した図面の縦覧場所

神戸市環境局地球環境課及び住宅局建築指導部建築調整課